令和８年（フ）第５２２８号
大阪府枚方市津田北町３丁目33番３―307号
債務者　渡邊よしえ
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２７６号
大阪市北区中崎西３丁目３番35号　絆梅田305号室
債務者　岡本　佳宏
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２８７号
大阪府茨木市総持寺２丁目１番４号　ササマツニューマンション　303号
債務者　上田井宏行
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２９２号
大阪府摂津市学園町２丁目８番27―501号　シャトーモンシェール
債務者　石宮　勝久
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３０１号
大阪府門真市下馬伏町16番10号
債務者　橋本アカネ
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３７６号
大阪市生野区勝山北３丁目６番４号
債務者　徳原良俊こと　康　　良俊
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４７０号
大阪市平野区平野西３丁目７番６号　エースマンションＢ棟　108号
債務者　名刀くに江
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７２号
和歌山市府中789番地21
債務者　上田　瑠加
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第６１号
福岡県柳川市袋町３番地３　リーヴァ102号、前住所福岡県久留米市花畑３丁目19番地１
債務者　近藤美恵子（旧姓飯川）
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和８年（フ）第５９７号
兵庫県尼崎市尾浜町２丁目４番30号　エメラルド尾浜南　405号
債務者　井上　朱璃
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６１２号
兵庫県西宮市小松南町１丁目12番18号　日野文化住宅101号、前住所兵庫県西宮市里中町３丁目９番17―405号
債務者　清水たつえ
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６１３号
兵庫県西宮市小松南町１丁目12番18号　日野文化住宅101号、前住所兵庫県西宮市里中町３丁目９番17―405号
債務者　清水　典正
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第８３号
石川県加賀市片山津温泉大欠１番地12
債務者　桶谷　マリア　エルシー　エレナ　こと　オケタニ　マエルシ　エレナ　ソマガイサイ
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
金沢地方裁判所小松支部

令和８年（フ）第１０１２号
神戸市兵庫区水木通４丁目２番22号　307
債務者　山本　英治
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５３７号
兵庫県西宮市泉町４番５―305号
債務者　三木　利香
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５８２号
兵庫県西宮市本町９番３―201号
債務者　宅野　喜貴
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５３号
兵庫県揖保郡太子町沖代198番地１　ロッキーコート太子606号室
債務者　原田　秋好
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
神戸地方裁判所龍野支部